

## 農地の適正管理のお願い

農地は、食の生産基盤であり、また、環境の保全などの多面的な機能を有しており、地域の貴重な財産であります。

しかし、近年耕作者の高齢化に伴い、耕作を依頼する方や不耕作になる農地が増えてきております。



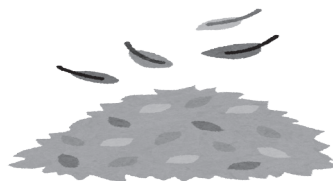
耕作されないと雑草や雑木などが繁茂し、病虫害の発生源となり、周辺農地や近隣住民の方に大変迷惑を及ぼすこととなります。  
(最近、遊休農地における草刈依頼の苦情が非常に多くなっております。)

農地を遊休化させると、再び耕作可能な農地に戻すことは、大変な労力と作業時間が必要となりますので、農地の所有者は、耕起や草刈り等を行い適正な農地管理をお願いいたします。

## 農業用水路（小用水路・排水路）の管理について

小用水路や排水施設の維持管理（草刈り、泥上げ）については、田の所有者又は耕作者（借人）のみなさまのご協力により、維持管理されております。利用するみなさまが、より良い環境の中で利用できるよう、適切な維持管理にご協力ください。

年に1回、秋から冬にたまった枯葉や沈殿した土砂を取り除き、田を清流で潤しましょう。



## 農地での焼却には十分な注意をお願いします

近年、農地での作業に伴う焼却による煙や、悪臭に対する苦情が多く寄せられています。

特に住宅地周辺では、煙などによる体調不良や洗濯物などへ影響を与えることもあり、できるだけ堆肥化したり鋤き込みするなり対処しましょう。

皆さんの  
ご協力をお願い  
いたします。

## 取手市農業公社からのお知らせ

（一財）取手市農業公社では、来春（令和7年）の代かき、田植えを請け負いますので、どうぞご利用ください。

**申込締切 令和6年7月31日（水）**

請負時期：5月連休後

料金（10a）：代かき 8,580円（税込）

田植え 9,350円（税込） ※ 苗代は含みません

なお、圃場の状況により、お断りすることもございます。

【お問い合わせ先】取手市農業公社（取手市役所 藤代庁舎1階）

☎74-2141（代）内線2170・2110

